

災害対策基本法の改正について

1. 避難勧告・避難指示の一本化について

令和3年5月20日を施行期日とし、災害対策基本法が改正され、自治体が発令する避難情報の見直しが行われた。改正前は、危険な場所から全員避難が必要な段階である「警戒レベル4」において、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2つの避難情報を発令していたが、これらの混同を避け、円滑かつ迅速な避難につなげるため、法改正により、2つの避難情報が「避難指示」に一本化された。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	従来の避難情報 (法改正前)	新たな避難情報 (法改正後)
5	災害発生 又は切迫	命が危険な状況 直ちに安全確保	災害発生情報	緊急安全確保
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示（緊急） 避難勧告	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認		
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める		

2. 個別避難計画の作成について

高齢者や障害のある方など、災害時に自ら避難することが困難である方（避難行動要支援者）を支援するため、各市町村では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動の支援に結び付けようとしているが、近年の災害における犠牲者のうち高齢者が占める割合が高いことなど、避難の実効性に課題があった。

このことから、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を予め記載した「個別避難計画」の作成を推進するため、法改正により、計画の作成が市町村の努力義務として明記された。

3. その他

別紙「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要（内閣府）」参照。